

## 商品概要説明書

定期積金「虹」

(令和2年2月1日 現在)

商品名	・定期積金<定額式> (愛称:虹)
ご利用いただける方	・個人
期間	・5年以上10年以下
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただけます。 ・掛込周期は1か月、2か月のいずれかとします。 ・原則、普通貯金からの口座振替といたします。 ・1回あたり3,000円以上 ・1円単位の払込
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として、契約期間における掛金残高の積数に約定利回りを乗じて計算します。 ・20% (国税15%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の分離課税となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組み入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率)
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第4位以下切捨て) により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの) を除く) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当JA本支店・出張所または金融共済部 金融課 (電話: 025-527-2020) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所 (電話: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部 金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会 (電話: 025-222-5533) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停: 東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム

	<p>等により、共同して解決に当ります。</p> <p>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</p> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
セレモニーサービス特典	<p>J Aセレモニーサービスをご利用時に以下の特典が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会員様およびご家族様が利用された時、祭壇料金の 10%を値引きいたします。</li> <li>・供物、供花代を 1,000 円値引きいたします。ただし、会員様が供え、代金の請求先が会員様ご本人の場合に限らせていただきます。</li> <li>・会員様が亡くなられた場合に、供物サービスします。</li> </ul> <p>※供物（アレンジ花・食品）どちらか1品を壇引き時にサービスします。</p> <p>※J Aえちご上越管内に限ります。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間まで繰延べます。または、契約時の約定利回りの割合（年 365 日の日割計算）による延滞利息をいただきます。</li> <li>・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定年利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口へお問合せください。

J Aえちご上越